

2007年4月18日

大阪外国語大学長
是永 駿殿

大阪外国語大学教職員組合執行委員長
佐々木 猛 [印略]

組合事務室の光熱費徴収について

2005年7月5日に交わした「施設利用に関する覚書」の「第5条 覚書の改定」には「いずれかが、この覚書を改定しようとするときは、利用期間満了の2ヶ月前までに相手方に申し入れるものとし、甲乙間で協議を行うものとする」としています。

これに則り、組合は、2006年10月2日付「2006年度団体交渉事項」の第8項目に「組合事務室の光熱費徴収を2007年4月から廃止すること」を申し入れています。

しかし、今日に至るまで協議が行なわれていないにもかかわらず、平成19年度光熱水料の請求が5月1日納入期限として届いています。

信義則を守り、組合事務室の光熱費徴収について、早急に協議することを要求します。

記

要求事項

「施設利用に関する覚書」の第2条 3(6)「施設利用に伴う管理費及び光熱水料は乙が負担すること」を削除すること。もしくは組合事務室に電気、水道、ガスの個別メーターを設置して実費を徴収すること。

以上